

各 位

千葉県市川市南八幡四丁目9番1号

アクリーティブ株式会社

代表取締役 社長 向井 徹

(コード番号:8423 東証一部)

問い合わせ先 執行役員 財務部長 高山 浩

TEL 03-3552-8701

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年6月10日開催の取締役会において、平成26年6月25日開催予定の第15期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成26年2月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行うとともに、1単元株式の数を100株とする単元株制度を導入いたしました。

これに伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第8条(単元未満株式についての権利)を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

	(下がは交叉国//でかりあり。)
現行定款	変更案
(新 設)	(単元未満株式についての権利)
	第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株
	式について、次に掲げる権利以外の権利
	を行使することができない。
	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲
	<u>げる権利</u>
	(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定に
	よる請求をする権利
	(3) 株主の有する株式数に応じて募
	集株式の割当ておよび募集新株
	予約権の割当てを受ける権利
(以下、第 <u>8</u> 条から第 <u>49</u> 条(条文省略)	(以下、第 <u>9</u> 条から第 <u>50</u> 条(現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月25日(水曜日) 定款変更の効力発生日 平成26年6月25日(水曜日)

以上